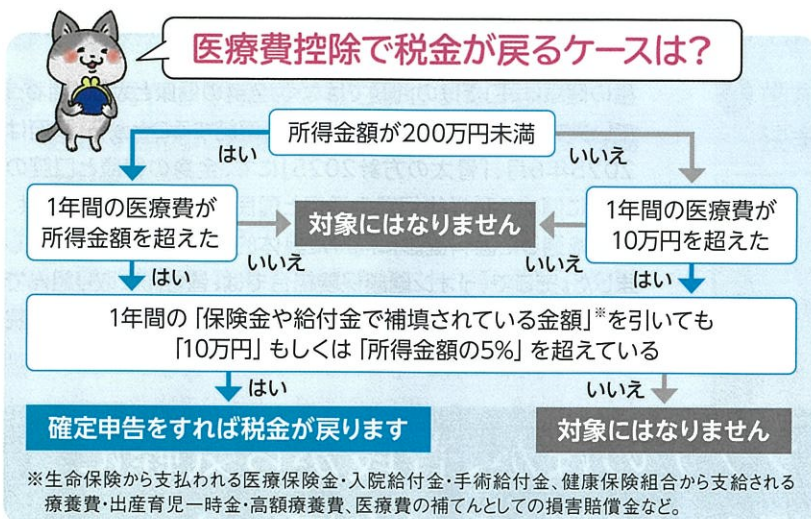


医療費に関する確定申告について

自分自身と家族の1年間の医療費の合計が一定額を超えるときは、医療費控除で、納付した所得税から還付を受けることができます。なお、医療費控除を受ける場合は、セルフメディケーション税制の控除を受けることはできません。

※セルフメディケーション税制とは、年間12,000円超の市販の対象医薬品を自身や家族のために購入した場合、医療費控除を受けられるものです。対象医薬品にはパッケージやレシートにマーク等が記載されています。



*医療費控除やセルフメディケーション税制の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

医療費通知について

- マイナンバーカードの保険証利用登録をすると、マイナポータルから医療費を確認できます。
 - Pep Upでは毎月初旬に医療費をお知らせしています。
 - 封書の「医療費のお知らせ」は、年に3回職場経由でお届けしています(一部の企業を除く)。
- ①1月～5月診療分 → **8月中旬お届け**
- ②6月～11月診療分 → **翌年2月中旬お届け**
- ③12月診療分 → **翌年3月中旬お届け**

前年12月診療分の封書は3月の確定申告期限に間に合いません。医療機関等の領収書を利用いただくか、通知到着後、還付申告期間内(5年以内)にお手続きください。

※「医療費のお知らせ」の再発行は承っておりません。

マイナ保険証でも退職(資格喪失)時は手続きが必要です

退職や労働契約の変更で健康保険の加入資格を満たさなくなる場合、ご本人及び被扶養者であるご家族は、契約が変わったその日からイオン健康保険組合の資格を喪失します。イオン健康保険組合が発行した資格確認書、限度額適用認定証、高齢受給者証等をお持ちの場合は、職場の人事担当者を通じて(任意継続の方は直接イオン健保へ)返却し、新しい健康保険組合で加入手続きを進めてください。

■資格喪失後の健康保険(再就職しないとき)

健康保険制度	保険料や加入条件など	手続き先	手続きの期日
国民健康保険	保険料は世帯人数分を納める 保険料は前年の収入額に応じる	住所地の 市区町村の窓口	退職翌日から 14日以内
在職中の健康保険組合 (任意継続被保険者)	在職中の加入期間が継続して2か月以上必要。保険料は全額自己負担	健康保険組合の 窓口	退職翌日から 20日以内
家族の健康保険	加入条件(生計維持や収入など)あり 保険料の負担はなし	家族が加入する 健康保険の窓口	退職翌日から 5日以内

無資格受診にご注意！

マイナ保険証に新しい健保情報が反映されるまで約10日～2週間程度かかります。資格喪失後、**すぐに受診する時は、医療機関の窓口で、保険資格を切り替え中であることを伝えてください。医療機関が誤ってイオン健保に医療費請求した場合、立替分をご本人に請求します。**



Pep Upへのログインがメールを使った2段階認証になりました！

PepUp.



Pep Upのメールは有効ですか？

変わったらPep Upでのメール更新もお忘れなく！

旧メールアドレス(ID)でPep Upにアクセスし、「設定」メニューから、新しいメールアドレスに変更できます。

- スマホアプリ版
Pep Upホーム画面下の「その他」
▶アカウント設定 ▶メールアドレス変更
- PCブラウザ版
Pep Upホーム画面左側の「設定」メニュー
▶メールアドレス変更
- スマホブラウザ版
Pep Upホーム画面右上の三本線
▶「設定」 ▶メールアドレス変更

認証やパスワード忘れの手続き、アクセスがロックされたときの解除にメールが必要です

こんな場合は…

▶パスワードを忘れてアクセスできない！

Pep Upのログイン画面の下にある「パスワードをお忘れの場合」からお手続きできます。

▶前のメールアドレスを忘れた！

上記対応ができない！

Pep Upカスタマーサポートに
対応を依頼してください。

<https://pepup.life/inquiry>

